特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

壮瞥町は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

固定資産税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入 手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するととも に、個人情報を含む業務上知り得た秘密の保持について契約書上で規定を設けている。

評価実施機関名

壮瞥町長

公表日

令和3年2月2日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	固定資産税に関する事務				
②事務の概要	地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)の規定に基づき、土地、家屋、償却資産の所有者に対する固定資産税額を算出し、賦課徴収を行う。また、申請に基づき、評価証明書等、各種証明書の発行を行う。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。①固定資産税等の賦課に関する事務②固定資産税納税通知書の送付に関する事務③固定資産税等の減免に関する事務④固定資産に係る証明書等の発行に関する事務⑤固定資産課税台帳の照会に関する事務				
③システムの名称	1. 固定資産税システム 2. 滞納整理システム 3. 収納消込システム 4. 口座関連システム 5. 審査システム(eLTAX) 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー				

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)固定資産税賦課情報ファイル (2)固定資産税土地情報ファイル (3)固定資産税家屋情報ファイル (4)固定資産税償却資産情報ファイル (5)滞納処分ファイル (6)交渉記録ファイル (7)収納履歴ファイル (8)納税組合員ファイル (9)口座情報ファイル

3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条						
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携							
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定						
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号) (情報照会の根拠) 第20条第5号						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	税務会計課						
②所属長の役職名	税務会計課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	郵便番号052-0101 有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7 壮瞥町役場総務課総務係						
8. 特定個人情報ファイル・	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	郵便番号052-0101 有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7 壮瞥町役場税務会計課						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成30年12月31日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		平成	30年12月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
	項目評価		€ - -	1) 基础 2) 基础 3) 基础	尺肢> 楚項目評価書 楚項目評価書及び 楚項目評価書及び	全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1)特(2)十 2	尺肢> こ力を入れている 分である 題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) 特(2) 十分	尺肢> こ力を入れている 分である 題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特(2) 十分	尺肢> こ力を入れている 分である 題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託				委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特(2) 十分	尺肢> こ力を入れている 分である 題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワー	クシステム			提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	1) 特(2) 十分	尺肢> こ力を入れている 分である 題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない		接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1)特(2)十分 3)課	尺肢> こ力を入れている 分である <u>題が残されている</u>			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	1)特(2)十分	尺肢> こ力を入れている 分である 題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1)特(2)十 2	尺肢> こ力を入れている 分である <u></u> 題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1) 特(2) 十分	R肢> こ力を入れて行って 分に行っている 分に行っていない	 		

変更箇所

変更日	項目 変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5.評価実施機関における担当 部署	税務財政課 税務財政課長 上名 正樹	税務会計課 税務会計課長 小松 正明		
T # 00 F 4 D 4 D		税務財政課	税務会計課		
		平成27年4月1日	平成30年12月31日		
平成31年1月30日			新規記載		
令和3年1月8日	5.評価実施機関における担当 <u>部署</u>	税務財政課 税務財政課長 小松 正明	税務会計課 税務会計課長		